

7月10日(日)は農業委員会委員一般選挙の投票日です！

この選挙は、選挙区が定められており、各選挙区の選挙すべき委員定数は下記のとおりです。

▶ 第1選挙区 旧十和田市地区 委員定数18人

▶ 第2選挙区 旧十和田湖町地区 委員定数4人

◆選挙権のあるかた

平成23年1月1日現在で調製した十和田市農業委員会委員選挙人名簿に登録されているかたで、市内に住所を有するかた

※選挙人名簿の閲覧はできません。

※この選挙では、有権者が特定されていますので、お間違のないようにお願いします。

◆投票時間

午前7時～午後8時

※ただし、第2選挙区第1投票区投票所（十和田湖中学校）は午前7時から午後6時までです。

◆投票所の確認

下記の投票所一覧表または投票所入場券（はがき）でご確認ください。

| 投票所一覧表 | | |
|--------|--------|---------------|
| 選挙区 | 投票区 | 投票所名 |
| 第1選挙区 | 第1投票区 | 三本木小学校 |
| | 第2投票区 | 東小稲会館 |
| | 第3投票区 | 市民文化センター |
| | 第4投票区 | 南公民館 |
| | 第5投票区 | ちとせ小学校（仲よし会） |
| | 第6投票区 | 東小学校（仲よし会） |
| | 第7投票区 | 稲吉集会所 |
| | 第8投票区 | 八郷会館 |
| | 第9投票区 | 矢神集会所 |
| | 第10投票区 | 赤沼会館 |
| | 第11投票区 | 下切田小学校 |
| | 第12投票区 | 上切田小学校 |
| | 第13投票区 | 夏間木地区会館 |
| | 第14投票区 | 晴山公民館 |
| | 第15投票区 | 深持ふれあいセンター |
| | 第16投票区 | 中村集会所 |
| | 第17投票区 | 羽立福祉館 |
| | 第18投票区 | 洞内和徳館 |
| | 第19投票区 | 立崎公民館 |
| | 第20投票区 | 牛鍵公民館 |
| | 第21投票区 | 東栄会館 |
| | 第22投票区 | 学習等供用施設高清水地区館 |
| | 第23投票区 | 六日町生活改善センター |
| | 第24投票区 | 藤坂小学校（仲よし会） |
| | 第25投票区 | 藤島会館 |
| | 第26投票区 | 伝法寺地区農村会館 |
| | 第27投票区 | 米田地区集落総合センター |
| | 第28投票区 | 館集会所 |
| | 第29投票区 | 平山保健福祉館 |
| | 第30投票区 | 長下集会所 |
| 第2選挙区 | 第1投票区 | 十和田湖中学校 |
| | 第2投票区 | 大畑野生活改善センター |
| | 第3投票区 | 十和田湖公民館 |
| | 第4投票区 | 段新集会所 |
| | 第5投票区 | 農村交流施設沢田悠学館 |

◆投票所入場券（はがき）

入場券は告示日（7月3日）後に郵送します。投票所を確認の上、期日前投票や当日投票する際に持参してください。

※ただし、入場券がなくても投票できます。

◆投票の方法

投票用紙に候補者の氏名を書く自書式になります。

◆期日前投票

投票日当日、仕事や冠婚葬祭、買い物や旅行などの私用、病気やけが、妊娠などの理由で投票できないかたは、期日前投票をすることができます。

とき 7月4日(月)～9日(土)

午前8時30分～午後8時

ところ ▶ 第1選挙区 市役所新館5階第1会議室

▶ 第2選挙区 市農村活性化施設ふるさと皆館3階多目的ホール

※先月執行の青森県知事選挙とは違い、選挙区ごとに期日前投票所が決められています。別の選挙区では期日前投票ができませんので、ご注意ください。

◆不在者投票

仕事などで他市町村に滞在しているかた、県の指定病院や指定施設に入所しているかたなどは不在者投票ができます。

不在者投票の場合、手続きに時間を要しますので、お早めに市選挙管理委員会事務局または病院や施設にお問い合わせください。

◆郵便投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けているかたのうち、身体に重度の障がいがあるかた、または介護保険法上の要介護状態区分が要介護5のかたは、郵便等投票証明書の交付を受ければ郵便による不在者投票ができます。

※投票用紙の請求は7月6日(水)締切です。

◆開票

とき 7月10日(日) 午後9時15分～

ところ ▶ 第1選挙区 市総合体育センター

▶ 第2選挙区 市農村活性化施設ふるさと皆館3階多目的ホール

※参観者は、7月4日(月)から市選挙管理委員会が発行する「参観席券」を持参しなければ、参観席に入ることができません。

問市選挙管理委員会事務局 ☎⑤6778

